

N-E. X. T. ハイスクール構想
福島工業高校整備事業
(設計・施工一括発注)

公募型プロポーザル募集要領

令和8年10月

福島県教育庁

目 次

第1	目的	- 1 -
第2	本工事の概要	- 1 -
	(1) 工事名	- 1 -
	(2) 発注者	- 1 -
	(3) 工事場所	- 1 -
	(4) 対象施設	- 1 -
	(5) 対象業務	- 1 -
	(6) 要求水準	- 1 -
	(7) 履行期間	- 1 -
	(8) 提案上限価格	- 2 -
第3	設計及び施工者選定方式	- 2 -
第4	事務局	- 2 -
第5	参加資格	- 2 -
	(1) 参加者の構成等	- 2 -
	(2) 単独企業、又は JV 構成員に共通する参加要件	- 2 -
	(3) JV の構成員に関する参加要件	- 3 -
	(4) 業務別の参加要件	- 3 -
	(5) 再委託	- 4 -
	(6) 技術提案書の提出	- 4 -
第6	日程	- 5 -
	(1) プロポーザル公告、現地見学、参加表明等の日程	- 5 -
	(2) 技術提案書の提出、審査等の日程	- 5 -
	(3) 契約締結等の日程	- 5 -
第7	募集要領等の配布	- 5 -
	(1) 配布期間	- 5 -
	(2) 内容	- 6 -
	(3) 資料の閲覧	- 6 -
第8	現地見学説明会	- 6 -
	(1) 受付期間及び実施日時	- 6 -
	(2) 場所	- 7 -
	(3) 内容	- 7 -

(4) 留意事項	- 7 -
(5) 参加申込方法	- 7 -
(6) 現地確認日時の連絡	- 7 -
(7) その他	- 7 -
第 9 質問	- 7 -
(1) 提出書類	- 7 -
(2) 提出期間	- 7 -
(3) 提出先	- 7 -
(4) 回答	- 8 -
第 10 参加表明	- 8 -
(1) 提出書類	- 8 -
(2) 提出方法	- 8 -
(3) 提出期間	- 8 -
(4) 提出先	- 8 -
第 11 技術提案書の提出	- 8 -
(1) 提出書類	- 8 -
(2) 提出方法	- 8 -
(3) 提出期間	- 8 -
(4) 提出先	- 8 -
(5) 注意事項	- 8 -
第 12 提案内容	- 9 -
(1) 提案の範囲	- 9 -
(2) 提案の内容	- 9 -
(3) 建設費及び改修費等	- 9 -
第 13 応募にあたっての留意事項	- 9 -
(1) 募集要領の承諾	- 9 -
(2) 費用負担等	- 9 -
(3) 建設費及び改修費等	- 10 -
(4) 公正な執行	- 10 -
(5) 公募の中止・延期	- 10 -
(6) 応募の失格又は無効	- 10 -
第 14 審査の実施及び結果の通知	- 10 -
(1) 審査の実施	- 10 -

(2) 審査フロー	- 12 -
第 1 5 審査基準	- 12 -
第 1 6 契約に関する事項	- 12 -
(1) 契約の締結	- 12 -
(2) 契約の成立	- 12 -
第 1 7 その他	- 12 -

第1 目的

この要項は、福島県教育委員会が発注する「N-E. X. T. ハイスクール構想 福島工業高校整備事業（設計・施工一括発注）」（以下「本工事」という。）において、福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式実施要領（制定令和4年3月25日総務部長依命通達 令和8年3月17日最終改正）（以下「実施要領」という。）を準用し、第6条第2項に規定する募集要領を定めるものです。

なお、実施要領中「測量等委託業務」とあるのは、「N-E. X. T. ハイスクール構想 福島工業高校整備事業（設計・施工一括発注）」と読み替えて、これらの規定を準用します。

また、この要項に定めのない事項については、実施要領に基づくものとします。

第2 本工事の概要

(1) 工事名

N-E. X. T. ハイスクール構想 福島工業高校整備事業（設計・施工一括発注）

(2) 発注者

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次

(3) 工事場所

福島市森合字小松原1番地外

(4) 対象施設

ア 新築 スマートラボ（以下「ラボ」という。）

イ 改修 福島工業高等学校各校舎（東校舎、北校舎、中校舎、南校舎）、各実習棟（機械科実習棟、環境実習棟）、渡り廊下の一部

※整備対象施設の詳細は、要求水準書を参照ください。

(5) 対象業務

本工事の対象業務（以下「本業務」という。）は次のとおりです。

ア 対象施設に係る基本設計・実施設計業務（以下「設計業務」という。）

イ 上記アの積算業務

ウ 上記アに伴う諸手続等

エ 対象施設に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事（以下「施工業務」という。）

オ 工事監理業務

カ 備品納入・据付け業務（以下「備品業務」という。）

キ 本校の生徒等を対象としたワークショップ等の運営・調整業務

(6) 要求水準

本業務の実施に係る要求水準は、N-E. X. T. ハイスクール構想 福島工業高校整備事業（設計・施工一括発注）要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおりです。

(7) 履行期間

ア 契約締結日の翌日から令和11年3月26日まで。ただし、提案により履行期間を短縮することができます。

イ 業務別の履行期間の目安は、以下のとおりです。

基本設計業務（新設）：契約締結日の翌日～令和 9 年 7 月 31 日

実施設計業務（新設）：令和 9 年 8 月 1 日～令和 9 年 12 月 31 日

（改修）：契約締結日の翌日～令和 9 年 10 月 31 日

施工業務・工事監理業務（新設）：令和 10 年 1 月 1 日～令和 10 年 11 月
30 日

（改修）：令和 9 年 10 月 1 日～令和 11 年 3 月
26 日

(8) 提案上限価格

ア 本業務に係る提案上限価格は、1,720,000 千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）とします。

※上記金額を超えた提案は失格とします。

イ 各業務の提案価格は、次の金額を目安とします。

設計業務・工事監理業務：120,000 千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

施工業務：1,250,000 千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

備品業務：350,000 千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

第 3 設計及び施工者選定方式

公募型プロポーザル方式

第 4 事務局

福島県教育庁高校教育課

住 所 〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 西庁舎 5 階

電 話 024-521-7775 FAX 024-521-7973

担当者 佐藤・安齋

E-mail k.koukoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

H P <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>

第 5 参加資格

(1) 参加者の構成等

技術提案書を提出する者（以下「提出者」という。）は、評価基準日（令和 8 年 10 月 14 日）において、次に掲げる要件を満たしている単独企業、又は、2 者もしくは 3 者によって結成された特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とします。

(2) 単独企業、又は JV の構成員（以下「構成員」という。）に共通する参加要件 提出者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）に基づく入札参加制限中の者でないこと。

- ウ 常勤で3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を、本業務全体の統括責任者（以下「統括代理人」という。）として配置できること。

(3) 構成員に関する参加要件

構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- ア J Vの代表者が、参加表明書において明らかであること。
- イ 構成員は、他のJ Vの構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加しないこと。
- ウ 統括代理人は、J Vの代表者から配置すること。
- エ J Vの代表者又は構成員は、(4) ア又はイの条件を満たすこと。
- オ J V協定書を締結していること。
- カ 2者又は3者とする。

(4) 業務別の参加要件

提出者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者としします。なお、単独企業による参加の場合は、次に掲げるア及びイの要件を満たす者としします。

ア 設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ② 建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
- ③ 平成27年度以降に業務が完了した、次の要件を満たす設計業務を元請として履行した国内における実績があること。なお、共同企業体で受注した場合は、代表者として参加した案件のみを実績として評価します。

＜要件＞教育施設等（学校の授業で使用する施設。校舎又は実習棟）延べ面積2,000㎡以上の新築、増築又は改修工事の設計業務。ただし、複合施設の場合は、別用途（類型第七号以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の場合に限ります。

- ④ 常勤で3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す資格を有する者を設計管理技術者として配置できること。

イ 施工業務に係る要件

建築工事を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築工事業の建設業の許可を受けていること。
- ② 福島県建設工事等請負有資格業者名簿（建築一式工事Aランク）登録業者であること。
- ③ 県内に本社（店）を有すること。
- ④ 平成27年度以降に工事及び引渡し完了した、次の要件を満たす工事

を元請として国内において施工した実績があること。なお、共同企業体として受注した場合は、代表者として参加した案件のみを実績として評価します。

＜要件＞教育施設等（学校の授業で使用する施設。校舎又は実習棟）延べ面積 2,000 m²以上の新築、増築又は改修工事の施工業務。ただし、複合施設の場合は、別用途（類型第七号以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 m²以上の場合に限ります。

- ⑤ 常勤で 3 か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す資格を有する者を現場代理人及び監理技術者として配置できること。

ウ その他要件

配置予定技術者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ・統括代理人：要求水準書第 4 章 1-(2)-ア
- ・設計管理技術者及び設計主任技術者：要求水準書第 4 章 1-(2)-イ
- ・監理技術者及び現場代理人：要求水準書第 4 章 1-(2)-ウ
- ・施工主任担当者：要求水準書第 4 章 1-(2)-ウ
- ・技術提案書に記載された配置予定技術者の変更は、原則として認めません。ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情により配置予定技術者を変更する場合で、技術提案の配置技術者と同等以上の者と発注者が認めた場合を除きます。

(5) 再委託

提出者は、設計業務に関して、専門分野（設計管理技術者、設計主任技術者を除く。）について再委託をすることができます。ただし、この再委託先は、前記（2）の ア から イ 及び（4） ア の参加要件を満たすこととします。

また、この再委託先は、本プロポーザルに参加しないものとします。

(6) 技術提案書の提出

本プロポーザルの参加者が提出できる技術提案は、1 者 1 案とします。

第6 日程

(1) プロポーザル公告、現地見学、参加表明等の日程

	内 容	日 程
ア	募集要領等の公表	令和8年10月14日（水）
イ	現地見学説明会	申込受付：令和8年10月14日（水） ～10月20日（火）17時まで ただし、閉庁日を除く 実施：令和8年10月21日（水） 13:30～
ウ	質問の受付	令和8年10月14日（水）～令和8年 10月27日（火）17時まで
エ	質問への回答	令和8年10月30日（金）予定
オ	参加表明書の受付期間	令和8年10月14日（水）～令和8年 11月5日（木）17時まで
カ	参加資格者審査結果通知	令和8年11月10日（火）予定

(2) 技術提案書の提出、審査等の日程

	内 容	日 程
ア	技術提案書の受付期間	令和8年11月11日（水）～令和8年 11月27日（金）17時まで
イ	一次審査結果の通知	令和8年12月上旬予定
ウ	二次審査実施日 （プレゼンテーション・ヒアリン グ）	令和8年12月下旬予定
エ	二次審査結果の通知	令和9年1月上旬予定

(3) 契約締結等の日程

	内 容	日 程
ア	仮契約締結	令和9年2月上旬予定
イ	本契約の成立・審査結果の公表 （福島県議会での本契約の議決が 条件）	令和9年3月下旬予定

第7 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和8年10月14日（水）～令和8年11月27日（金）

(2) 内容

以下の資料は、福島県教育庁高校教育課のホームページに掲載します。

- ア N-E. X. T. ハイスクール構想 福島工業高校整備事業（設計・施工一括発注）
公募型プロポーザル募集要項
- イ N-E. X. T. ハイスクール構想 福島工業高校整備事業（設計・施工一括発注）
公募型プロポーザル様式集
- ウ N-E. X. T. ハイスクール構想 福島工業高校整備事業（設計・施工一括発注）
要求水準書
- エ 設計・施工仮契約書(案)
- オ 案内図・配置図
- カ 各階概略平面図（現況）・改修対象箇所一覧
- キ 既存校舎改修内容表（想定）
- ク 空調設備工事内容・整備備品一覧表
- ケ 既存校舎平面図・立面図・仕上表の一部

掲載期間

令和 8 年 10 月 14 日（水）～令和 8 年 11 月 27 日（金）

(3) 資料の閲覧

以下の資料は、事務局で閲覧することができます。

- ア 既存施設竣工図等
- イ 関係工事参考資料
- ウ その他関係資料

閲覧期間

令和 8 年 10 月 14 日（水）9 時～令和 8 年 11 月 27 日（金）17 時まで

※ただし、12 時～13 時及び閉庁日を除く。

閲覧方法

閲覧を希望する場合は、閲覧する前日までに本要領第 4 に記載する事務局へ電話にて予約をしてから来庁してください。

※閲覧資料は、写真撮影を可能としますが、コピーはできません。また、本業務の技術提案書等の作成のみに使用することとし、SNS への掲載等目的外の使用は行わないでください。

(4) CAD データの送付

(2) ケの一部は CAD データ (Jww_Cad 形式) の配布が可能ですので、希望する場合には、本要領第 4 に記載する事務局あてに電子メールで申し込んでください。

第 8 現地見学説明会

下記の期日において、提出者は、施設の設置及び改修対象予定の現場について見学し説明を受けることができます。

(1) 受付期間及び実施日時

申込受付：令和 8 年 10 月 14 日（水）～令和 8 年 10 月 20 日（火）17 時まで

※ただし、閉庁日を除く。

実施日時：令和 8 年 10 月 21 日（水）13:30～

(2) 場所 福島工業高等学校

（福島県福島市森合字北谷地 5－2、福島県福島市森合字小松原 1）

(3) 内容 ラボ建設予定地及び既存校舎改修対象箇所の見学

(4) 留意事項

- ・見学範囲は、ラボ建設敷地、既存校舎改修対象室の一部及びその周囲を予定しています。それ以外の施設は見学できません。
- ・見学時は係員の誘導に従い、学校運営に支障のないよう十分な配慮をお願いします。
- ・建物内外のカメラ等による撮影は、生徒等人物が写らなければ許可します。なお、撮影した写真は SNS 等に掲載しないでください。
- ・募集要領の内容や提出書類の作成等に係る質問は、本要領第 9 に記載する質問書により、メールで提出をお願いします。（本見学会では回答できません）
- ・当日、体調不良、発熱、その他の懸念がある場合は、参加を御遠慮ください。

(5) 参加申込方法

現地確認を希望する場合は、現地確認参加申込書（様式 2）を本要領第 4 に記載する事務局あてに電子メールで提出してください。

なお、送信後は、必ず事務局あてに電話で受信確認を行ってください。

(6) 現地確認日時の連絡

現地確認日時は、調整の上、事務局より現地確認参加申込書（様式 2）に記載する担当者宛へ電子メールで連絡します。

(7) その他

- ・会場の都合上、各社 2 名までの参加とします。
- ・プロポーザルへの応募の有無にかかわらず、参加は可能です。
- ・学校内に見学者用の駐車場はありません。公共交通機関で来校ください。
- ・本見学会以外の現地見学はできません。

第 9 質問

質問の受付及び回答は以下のとおり行うこととします。

(1) 提出書類

（様式 3）に記入し、本要領第 4 に記載する事務局に電子メールで提出してください。

提出期間内に着信しないものは、いかなる場合でも受付できません。

(2) 提出期間

令和 8 年 10 月 14 日（水）～令和 8 年 10 月 27 日（火）17 時まで（必着）

(3) 提出先

本要領第 4 に記載する事務局とします。

(4)回答

質問に対する回答は、令和 8 年 10 月 30 日（金）に福島県教育庁高校教育課のホームページで公表します。

第 1 0 参加表明

本事業に対する参加の表明は、次のとおり行うこととします。

(1)提出書類

ア 様式 1-1 又は 1-2 （正本 1 部）

（※単独企業の場合は様式 1-1、J V の場合は様式 1-2）

イ 様式 1-3 及び 1-4 （正本 1 部）

(2)提出方法

本要領第 4 に記載する事務局まで持参又は郵送してください。

なお、郵送の場合は、受付期間内に必着とし、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便としてください。

上記(1)の書類を封筒に入れ封筒表紙に「N-E. X. T. ハイスクール構想 福島工業高校整備事業公募型プロポーザル参加表明書類在中」と朱書きしてください。

(3)提出期間

令和 8 年 10 月 14 日（水）～令和 8 年 11 月 5 日（木）（持参の場合は 17 時必着）

(4)提出先

本要領第 4 に記載する事務局とします。

第 1 1 技術提案書の提出

提出者は、提案書等を次のとおり提出することとします。

(1)提出書類

ア 様式 5, 6-1, 6-2, 7-1, 7-2-1 から 7-2-5 （正本 1 部）

イ 様式 7-3-1 から 7-3-5 （正本 1 部、副本 6 部）

(2)提出方法

本要領第 4 に記載する事務局まで持参または郵送してください。

なお、郵送の場合は、受付期間内に必着とし、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便としてください。

上記(1)の書類を封筒に入れ封筒表紙に「N-E. X. T. ハイスクール構想 福島工業高校整備事業公募型プロポーザル提案書類在中」と朱書きしてください。

(3)提出期間

令和 8 年 11 月 11 日（水）～令和 8 年 11 月 27 日（金）（持参の場合は 17 時必着）

(4)提出先

本要領第 4 に記載する事務局とします。

(5)注意事項

ア 技術提案書（様式 7-1）は、代表者名の記名押印をし、他の書類とは綴じ込まずに、頭に添えて提出してください。

- イ 各書類は様式集に示された指定様式、順番、用紙サイズ及び枚数制限に従い作成してください。また、それぞれにページを付して、左上をステーブル留めしてください。
- ウ A3版様式は、そのまま又はA4版様式の大きさに折り込んで提出してください。
- エ 技術提案書の作成に当たっては、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は、一切記載しないでください。記載のある場合には、事務局にて黒塗りとします。
- オ 使用する文字のフォントは、10.5ポイント以上（図表内の文字は制限しませんが、見やすさに配慮してください）としてください。また、図表等を適宜活用してわかりやすい表現としてください。その他技術提案書の視覚的表現については、国の指針（平成30年4月2日付け大臣官房営繕部の事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」）を準用します。
- カ 用紙の余白は、左上、最低20mm以上を確保してください（ページ番号は除く）。
- キ 提案価格見積書（様式6-1）及び提案価格見積書（内訳書）（様式6-2）は、封筒に入れて封印し、本工事名、提案価格見積書在中である旨及び提出者名を明記してください。
- ク 都合により、技術提案書の提出ができない場合は、参加辞退届（様式9）を提出してください。

第12 提案内容

(1) 提案の範囲

本事業においては、ラボ建設及び既存校舎の改修計画への提案や実施体制、設計・施工価格、その他独自提案を求め、総合的に評価するものとします。

(2) 提案の内容

ア 業務全般に関すること

要求水準書の第3章に基づいた提案としてください。

イ 設計、施工、備品業務に関すること

要求水準書の第3章に基づいた提案としてください。

設計、施工等自体を生徒の学習の一環とするための取組を提案してください。

(3) 建設費及び改修費等

建設費及び改修費等は、本要領第2(8)に記載する金額を上限に、選定事業者の提案により算出してください。

第13 応募にあたっての留意事項

(1) 募集要領の承諾

提出者は、本要領の記載内容を承諾したうえで応募してください。

(2) 費用負担等

応募書類の作成及び提出など応募に関し必要な費用は、全て提出者の負担とします。

(3) 建設費及び改修費等

建設費及び改修費等は、本要領第2(8)に記載する金額を上限に、選定事業者の提案価格によるものとします。(建設費及び改修費等には、本要領第5に記載する事業形態の業務に係る費用を含む。)

(4) 公正な執行

提出者は、公正に手続を執行してください。

なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合は、当該提出者を参加させないことがあります。また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがあります。

(5) 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められる場合又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期又は取りやめることがあります。

(6) 応募の失格又は無効

ア 技術提案書の提出方法、提出先又は提出期間に適合しない場合(技術提案書の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む。)なお、提出期限までに技術提案書が到着しないことを理由に技術提案書を無効とした場合、配達の記録を有さない者からの異議は受け付けません。

イ 技術提案書の様式及び本要領に示された条件に適合しない場合。

ウ 技術提案書その他の一切の書類中に虚偽の内容が記載されている場合。

エ 提出者が2つ以上の技術提案書を提出した場合。

オ 技術提案書提出から契約までの間に、技術提案書に記載した配置予定技術者が、本業務に携わることが困難となった場合。ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除きます。

カ ヒアリング当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除きます。

キ 提出者が、N-E. X. T. ハイスクール構想 福島工業高校整備事業(設計・施工一括発注)公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という)の委員又は関係者に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。

第14 審査の実施及び結果の通知

(1) 審査の実施

本業務の受注候補者、及び次点候補者の選定は、学識経験者、施設関係者及び福島県職員で構成する、審査委員会において、技術提案書やプレゼンテーション・ヒアリングによる厳格な審査を行います。

ア 審査委員(順不同、敬称略)

浦部 智義	日本大学工学部教授
高橋 隆行	福島大学理工学群共生システム理工学類教授
長南 国彦	福島県立福島工業高等学校長
大和田 光将	福島県土木部営繕課長

中村 充幸 福島県教育庁高校教育課長

イ 参加資格の確認

本要領第5に記載する参加資格を全て満たしているかどうかを確認し、一つでも要件を満たさない提出者は失格とします。

参加資格の確認結果は、参加表明書の提出者全員に対して、令和8年11月10日（火）までにメール及び書面で通知します。なお、本要領第5に記載する参加資格を満たすものが2者未満の場合の取扱いは、審査委員会において協議の上、決定します。

ウ 一次審査

審査委員会でヒアリング対象者を5者程度選定します。

審査結果は、技術提案書の提出者全員にメール及び書面で通知します。

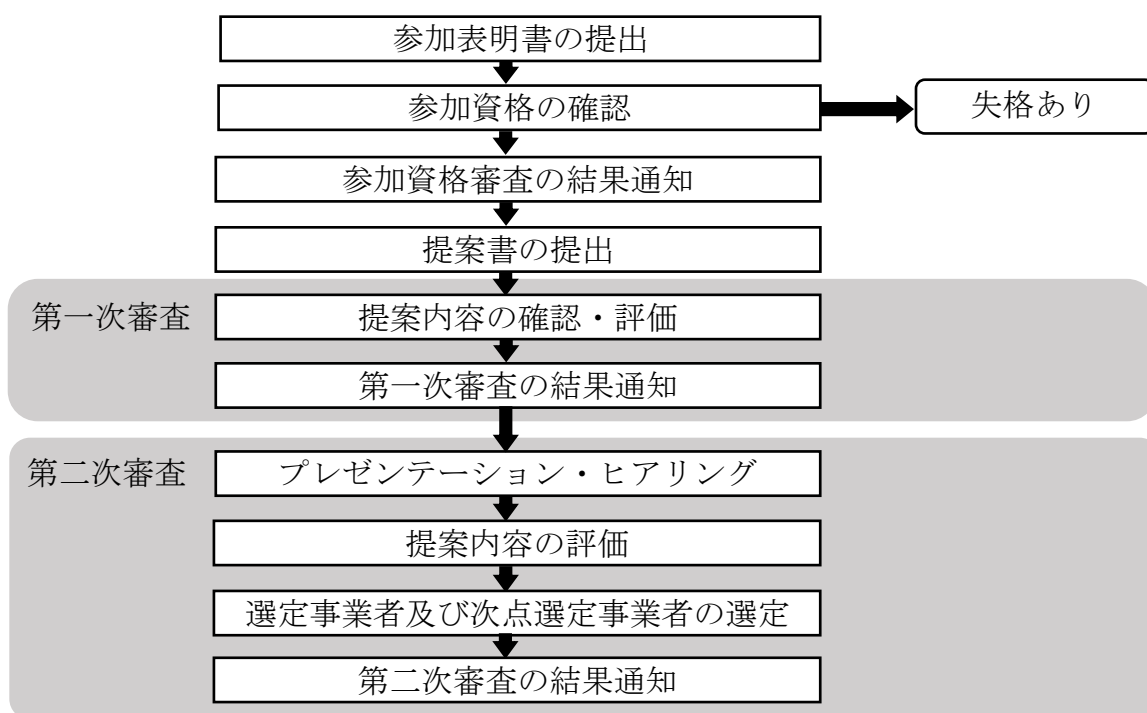
エ 二次審査

プレゼンテーション、ヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）を実施し、受注候補者1者、次点候補者1者を選定します。審査結果は、ヒアリング対象者全員に書面で通知するとともに、審査結果を事務局ホームページに掲載します。

＜ヒアリング等実施方法＞

- (ア) ヒアリングは公開で実施します。（ヒアリング後の審査は非公開）
- (イ) 実施日時（12月下旬を予定）及び会場は、別途通知します。
- (ウ) ヒアリング等の出席者は、技術提案書に記載した配置予定技術者の中から選出し、総勢4名以内とします。なお、そのうちの1名は、様式7-2-1に記載された統括代理人とします。
- (エ) ヒアリング出席者及びその関係者が、他のヒアリング出席者のヒアリングを傍聴することはできません。
- (オ) プレゼンテーションは、提出者が提出した技術提案書及びそこに記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めません。スライド用のデータのやり取りは別途通知します。
- (カ) プレゼンテーションの持ち時間は20分、その後に、審査委員からのヒアリングを20分程度行う予定です。
- (キ) ヒアリング等の際に提出者は、提出者名を公表してはいけません。
- (ク) ヒアリング等への出席等に係る費用は、提出者の負担とします。
- (ケ) その他詳細な事項は、ヒアリング要請時にお知らせします。

(2) 審査フロー



第 1 5 審査基準

審査は要求水準書の提案課題の各項目及び技術提案書に沿って各審査委員が実施し、審査委員会の総意として候補者又は選定事業者等を決定します。

第 1 6 契約に関する事項

(1) 契約の締結

審査委員会で選定された受注候補者と契約交渉を行います。次のいずれかに該当する場合は、その者とは契約の締結を行いません。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当することとなった場合。
- イ 福島県から入札参加資格制限を受けることとなった場合
- ウ 建築士法第 26 条第 2 項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合。
- エ 技術提案書の無効が判明した場合。

(2) 契約の成立

- ア 受注候補者は、発注者と見積合わせを行い、仮契約を締結します。
- イ 本工事の仮契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年福島県条例 21 号）第 2 条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとします。

第 1 7 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

- ア 提出書類は返却しません。

イ 本事業に関する提案書の著作権は提出者に帰属します。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他県が必要と認め、提出者の同意を得たときは、県は提出書の全部又は一部を使用できるものとします。

ウ 県が提供する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用するできません。

エ 提出された技術提案書は、全て事務局ホームページにおいて公表します。なお、ヒアリング出席者以外の技術提案書は名前を伏せて公表します。

オ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を提案書類の作成に使用することにより生ずる責任は、提出者が負うものとします。

カ 原則として、参加表明書及び技術提案書の提出後、それぞれの審査が終了するまでの間は内容の変更は認めません。

キ 本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とします。

- (2) 技術提案書の作成のために事務局から受領した資料は、一切、公表及び他の業務に使用することはできません。
- (3) 技術提案書に基づく本業務の履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金の請求などの措置を行う場合があります。
- (4) 技術提案書の提案内容が、本業務にそのまま採用されるものではありません。
- (5) 受注候補者は、技術提案書に記載した提案価格見積額を超えて契約をすることはできません。